

○飯田市議会委員会等における情報通信機器の使用に関する規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、飯田市議会(以下「議会」という。)における情報通信機器の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 会議

本会議、飯田市議会委員会条例の規定による常任委員会、議会運営委員会、及び特別委員会、飯田市議会会議規則第159条第1項に規定される協議等の場をいう。

(2) 情報通信機器

タブレット端末、ノート型パソコン(モバイル型パソコンを含む。)、スマートフォンをいう。

また、それらの機器のOSを含むとともに、一般的なアプリケーションソフトウェア(具体的には、ワープロ、表計算、プレゼンテーションやPDFなどの作成、編集、加工、閲覧等のためにインストール等された一般的なソフトウェア、プログラム、アプリケーションなど。)も含める。

(3) ペーパーレス会議システム

主に会議資料等のデータを情報通信機器により閲覧するために使用するシステムのことをいう。

(4) オンライン会議システム

インターネットやモニター、カメラ、マイクを含む情報通信機器を用いて、議場や委員会室など会議の場所以外の者との間で行う情報通信をオンライン会議、又はWeb会議と呼び、そのためのシステムをオンライン会議システムという。

(5) アカウント

ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。

(情報通信機器の使用)

第3条 議場又は委員会の会議室において、情報通信機器を使用しようとする議員及び執行機関関係者は、許可申請書(様式第1)を議長又は会議の長に提出し、許可を得るものとする。ただし、貸与されたタブレット端末については許可申請書の提出は不要とする。

2 会議の出席者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。

(会議中における禁止事項)

第4条 会議の出席者が会議中に情報通信機器を使用するときは、次に掲げる事項についてはこれを禁止するものとする。

- (1) 第3条に規定する議長又は会議の長に許可されていない情報通信機器を会議で使用する
- こと。
- (2) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為。
- (3) 会議中において、外部へ情報を発信し、又は公表する行為。
- (4) 議長又は会議の長の許可なく会議の写真、映像等の撮影、録音等を行うこと。ただし、当該会議の長が必要と認める場合を除く。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議員の品格又は資質を疑われる行為、会議の目的にそぐわない行為その他議長又は会議の長が不適切であると認める行為。

(違反行為に対する措置)

第5条 議長又は会議の長は、前条に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命ずることができる。

(遵守事項)

第6条 情報通信機器を使用する議員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。
- (2) 議員は、データの正確性を保持し、データ等の紛失、き損等の防止に努めるものとする。
- (3) 議員及び職員は、議会及び市から付与されたシステム等のアカウントを適切に利用するとともに、アカウントに関する情報を適切に管理しなければならない。
- (4) 情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講じるものとする。
- (5) ペーパーレス会議システム等の是正措置を講ずる必要があるときは、議員は、議長が指示する方法により速やかに対処しなければならない。

(セキュリティ対策)

第7条 議員は、議会及び市の情報の保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

(補則)

第8条 この規程の定めるもののほか、情報通信機器の使用に関し、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。また、この規程の運用について疑義が生じた場合は、議長がこれを決定する。

附 則

この基準は、令和__年__月__日から施行する。